



令和5年度 刈払機作業安全講習会

令和5年7月19日 まんのう地区センター会議室



この講習会は、労働安全衛生法第59条第3項に準ずる安全衛生教育となります。

この講習会受講修了証は、公的機関発注の刈払作業従事に必要なライセンスとして、求められる場合があります。



仲善広域シルバー人材センター